

卷末資料

- ・ 三浦市みどりの基本計画改定経過
- ・ 三浦市みどりの基本計画の変遷
- ・ 平成19年度緑の審議会委員名簿
- ・ 諮問書
- ・ 答申書
- ・ 用語集
- ・ 写真リスト

三浦市みどりの基本計画改定経過

平成 18 年度 三浦市緑の審議会

平成 18 年 8 月 21 日 第 1 回緑の審議会

- ① 会長及び会長職務代理者の選出について
- ② 三浦市緑の基本計画に改定について（諮問） 他

平成 18 年 11 月 22 日 第 2 回緑の審議会

- ①三浦市緑の基本計画に改定について
 - ・三浦市未来のまちづくりアンケートの結果について
 - ・三浦市緑の基本計画改定素案について 他

平成 19 年 3 月 28 日 第 3 回緑の審議会

- ①三浦市緑の基本計画に改定について
 - ・三浦市みどりの基本計画改定素案について 他

平成 19 年度 三浦市緑の審議会

平成 19 年 10 月 26 日 第 1 回緑の審議会

- ①委嘱状の交付
- ②会長職務代理者の選出
- ③三浦市緑の基本計画に改定について
 - ・計画改定の流れについて
 - ・改定素案から変更、追加された部分について 他

平成 20 年 1 月 29 日 第 2 回緑の審議会

- ①三浦市緑の基本計画に改定について
 - ・計画改定の今後のスケジュールについて
 - ・これまでに寄せられた意見、提案への対応について
 - ・パブリックコメントにかける改定案の確認について
 - ・概要版の作成について 他

平成 20 年 3 月 26 日 第 3 回緑の審議会

- ①三浦市緑の基本計画に改定について
 - ・パブリックコメントの結果とその対応について
 - ・三浦市緑の基本計画の改定に関する答申内容の検討について
 - ・三浦市緑の基本計画に改定について（答申）
- ※答申書を市長に手交

三浦市みどりの基本計画市民説明会

平成 19 年 12 月 18 日 三浦市みどりの基本計画市民説明会実施

～平成 19 年 12 月 20 日（18 日初声地区、19 日南下浦地区、20 日三崎地区）

- ・三浦市みどりの基本計画(改定案)《概要版》の配付
- ・パワーポイントを使ったみどりの基本計画の概要説明
- ・質疑応答他

・参加 計 25 名

三浦市みどりの基本計画の改定に対する意見募集(パブリックコメント)

平成 20 年 2 月 8 日 三浦市みどりの基本計画の改定に関する意見募集

～平成 20 年 2 月 29 日

- ・インターネットおよび市役所環境総務課、南下浦出張所、初声出張所で「三浦市みどりの基本計画改定案」を開示

・意見提出 7 名

三浦市みどりの基本計画(改定案)についての神奈川県協議

平成 19 年 12 月 27 日 三浦市みどりの基本計画(改定案)について
神奈川県への協議依頼

平成 20 年 2 月 1 日 三浦市みどりの基本計画(改定案)に対する
神奈川県からの回答

三浦市みどりの基本計画の変遷

平成 10 年 12 月 「三浦市緑の基本計画」の策定

平成 20 年 3 月 28 日 全面的見直しにより「三浦市みどりの基本計画」に改定

平成 19 年度緑の審議会委員名簿

(平成20年1月1日現在)

選任区分	氏名	役職等
(1号委員) 三浦市議会議員 (2名)	神田真弓	都市厚生常任委員会委員
	○高橋洋文	総務経済常任委員会委員
(2号委員) 学識経験者 (4名)	◎渡邊明次	関東学院大学名誉教授、工学博士
	林公義	横須賀市自然・人文博物館館長
	布施悦夫	三浦市文化財保護委員(天然記念物担当)、 海浜植物研究者
	竹山賢太郎	社団法人三浦市観光協会専務理事、 山野草研究者
(3号委員) 関係団体の代表者 (4名)	川松ひろみ	花とみどりのモデル事業ボランティア 「あじさい会」代表
	西崎則雄	三浦海岸まちなみ事業協議会会長
	鈴木美恵子	郷土植物研究者、自然植生保全ボランティア 「三浦の自然を学ぶ会」代表
	伊藤正宏	(財)かながわトラストみどり財団事務局長
(4号委員) 関係行政機関の職員 (2名)	塩沢俊克	神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター 環境部長
	本洋一	神奈川県横須賀土木事務所道路都市部長

◎会長 ○会長職務代理者

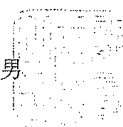
諮問書



浦 発 第 1, 0 8 8 号
平成 1 8 年 8 月 2 1 日

三浦市緑の審議会会長 様

三浦市長 吉田 英男



三浦市緑の基本計画の改定について（諮問）

このことについて、三浦市みどりの条例第5条第2項の規定に基づき、三浦市緑の基本計画の改定について諮問いたします。

記

1. 名称

三浦市緑の基本計画（平成10年12月策定）

2. 改定予定

平成18年度 三浦市緑の基本計画改定素案策定

平成19年度 三浦市緑の基本計画改定

3. 改定目的

策定以来の社会情勢や法制度、市民要望の変化等に対応するとともに、実現可能で市民に分かりやすい計画とするため、平成18年度において改定のための素案を策定し、平成19年度に計画を改定する。

4. 諮問内容

この計画は、三浦市みどりの条例に定めのある本市の「緑地の保全及び緑化の推進についての基本的事項又は重要事項」を定めるものであり、改定にあたりその内容について審議を頂くもの。

※詳細は別紙のとおり

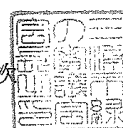
（事務担当 環境部環境総務課）

答申書

平成20年3月26日

三浦市長 吉田 英男 様

三浦市緑の審議会会長 渡邊 明次



三浦市緑の基本計画の改定について（答申）

平成18年8月21日付け浦発第1088号をもって諮問のありました標記のことについて、平成18年度より6回に亘り審議した結果、別添のとおり改定案をとりまとめましたので答申します。

三浦市みどりの基本計画用語集

あ行	
エコトーン	生物の生息環境の移行帯のこと。本計画では農地と樹林という性質の異なった環境をゆるやかにつなぐ移行帯となる林縁のことを示している。
NPO	Non Profit Organization の略称で、日本語では「民間非営利団体」「市民活動団体」「ボランティア団体」等をいう。「営利を目的としない」「民間」かつ「公益的」立場から、これまで行政や企業では提供できなかった新しい社会サービスを提供する事業体で、福祉、環境、国際協力、まちづくり等、様々な分野で社会的使命を持った活動を展開している。なお、特定非営利活動促進法（NPO法）により認証を受けた特定非営利活動法人（NPO法人）のみがNPOではなく、法人格を持たない任意団体も要件を満たしていればNPOと呼ばれる。
オープンガーデン	イギリスで始まった民有地の緑化活動。登録制によるもので、個人の緑化された庭を公開し、訪れる人とともに庭園の鑑賞を楽しむみどりづくり活動の一つ。
か行	
海岸景観形成ガイドライン	国土交通省と農林水産省が平成 18 年 1 月に策定したガイドラインで、良好な海岸景観の形成を図ることを目的として、海岸の整備や取り組みの方策を示している。
河川景観の形成と保全の考え方	それぞれの河川や地域の自然・歴史・文化・生活にふさわしい河川景観の形成や保全をはかることを目的として、国土交通省において、平成 18 年 10 月に策定された指針で、河川景観の形成と保全についての方針や計画を定め、設計、整備、維持管理等をおこなうために、必要な視点、考える手順、整理すべき情報、活用すべき手法等を示したもの。
神奈川県レッドデータブック	レッドデータブックとは、絶滅のおそれのある生物種をとりあげ、自然の保護における優先順位を決定する手助けとなる種の分布や生息状況などの情報をまとめた本。神奈川県では独自のものを作成しており、2006 年版が最新となっている。
(財)かながわトラストみどり財団	かながわトラストみどり財団は、神奈川県内のみどりの保全を目的に設立された財団法人で、県内のみどりを協働で保全するナショナル・トラスト運動と、緑の募金法に基づく募金活動事業を推進している。
協働	市民・企業・行政が協力しあって、市民サービスを生産し、供給していく活動体系。
近郊緑地保全区域・近郊緑地特別保全地区	近郊緑地保全区域とは、首都圏近郊緑地保全法を根拠に、首都圏における良好な緑地を保全するために指定される区域のこと。 近郊緑地特別保全地区は、近郊緑地保全区域のうち、特に良好な自然環境等を形成する地区等について指定される区域のことで、同区域内は建築物の建築等の行為が厳しく制限され、必要に応じて損失補償や土地の買入れ等の措置がとられる。特別緑地保全区域とほぼ同様な効果を持つ法規制として運用されている。

<p>景観法・景観計画・ 景観行政団体</p>	<p>「景観法」は、わが国初の景観に関する総合的な法律で、「景観行政団体」は景観に関する方針や景観の規制内容等を「景観計画」に定めることができる。 「景観行政団体」は都道府県、指定都市、中核市および都道府県と協議し同意を得た市町村が同団体となるもので、本市も平成 19 年に景観行政団体となっている。神奈川県では県、指定都市、中核市の他、県との協議・同意により、多くの市町が既に景観行政団体となっている。</p>
<p>さ行</p>	
<p>里山</p>	<p>人の営みと自然環境の調和した一つの空間形式。狭い意味では、薪・炭等の燃料や農業に使う木、落ち葉を得る等、人の生活にかかわってきた雑木林や畑等その周辺の田園環境一体をいう。しかし、人々が抱く里山のイメージはその言葉の響きから近年多様化している。</p>
<p>指定管理者制度</p>	<p>平成 15 年 6 月の地方自治法改正により創設された公の施設の管理運営に関する制度で、今まで公共的団体等に限定されていた公の施設の管理委託先が、この制度の創設により民間事業者や特定非営利活動法人等の団体も含めて選考することができるようになった。</p>
<p>市民緑地制度</p>	<p>土地の所有者が自らの土地を住民が利用できる緑地として提供することを支援し、また、緑地の保全を推進するため、土地所有者からの申出に基づき、地方公共団体または緑地管理機構が当該土地の所有者と契約（市民緑地契約）を結び、一定の期間、住民の利用のために設置・管理する緑地。</p>
<p>スカベンジ活動</p>	<p>英語で「ゴミ拾い、清掃活動」(scavenge) のこと。愛知県で開催された「愛・地球博」で取り上げられ、ゴミ拾いを前向きかつ主体的に行うこととして全国に拡大しつつある。</p>
<p>た行</p>	
<p>多自然川づくり基本指針</p>	<p>「『多自然川づくり』レビュー委員会」からの提言「多自然川づくりへの展開」を踏まえ、平成 18 年 10 月に国土交通省河川局が定めた指針。『多自然川づくり』から『多自然川づくり』へ」、「『多自然川づくり』をすべての川づくりの基本とする」、「川づくりのあらゆるプロセスを通じて『多自然川づくり』を実現」を基本指針として示している。</p>
<p>地理情報システム(GIS)</p>	<p>位置や空間に関する情報をもったデータ（空間データ）を総合的に管理・加工し、視覚的に表示できる高度な分析や迅速な判断を可能にする技術。GIS とは Geographic Information Systems の略。</p>
<p>都市公園移動等円滑化 基準</p>	<p>平成 18 年 12 月施行の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」に基づき、特定公園施設について定めた基準で、園路・広場の出入口、通路・階段・傾斜路に関する幅・勾配、主要な公園施設への接続の確保、車いす使用者用便所・駐車施設・観覧スペースの設置等について基準が定められている。</p>

特別緑地保全地区	都市計画区域内の緑地のうち、風致または景観が優れている等、一定の要件に該当する良好な自然的環境を形成している緑地について、それを保全するため、都道府県知事(10ha 以上)または市町村(10ha 未満)が都市計画に定める地域地区。
都市緑地法	平成 16 年の改正により、それまでの都市緑地保全法を改称・改正し成立した法律。都市における緑地の保全および緑化並びに都市公園の整備を一層推進し、良好な都市環境の形成を図ることを目的とした諸制度が定められている。みどりの基本計画についても同法を根拠法とする。
な行	
農村環境整備計画	神奈川県が策定する「かながわ農業農村整備環境対策指針」をもとに、環境に関する総合的な調査をおこない、環境保全の基本方針を明確にした上で地域の整備計画を策定し、事業上の対応方策や各種環境整備メニューの最適な選定について示す計画のこと。本市では平成 15 年 3 月に策定されている。
農地景観	農地が主体となって形成されている風景のこと。
は行	
ビオトープネットワーク	ビオトープとは生命を育む場所＝野生の動植物が生育・生息できる場所のこと。 これらは、その一つひとつが単独に「ビオトープ」として働いているわけではなく、相互につながり(ネットワーク)のある大きな一つのシステムとしていろいろな生物層を支えている。
風致地区	都市計画で定める地域地区の一つで、土地の所有いかんに関わらず開発ないし土地利用の制限をおこない、都市の風致を維持しようとする地区。
ポケットパーク	道路わきや街区内の空き地などわずかの土地を利用した小さな公園または休憩所。
保全配慮地区	豊かな自然環境を有し、景観・自然生態系の保全、自然とのふれあいの場等として重要な区域を計画的に保全することを目的に設定する地区のことで、都市緑地法に基づきみどりの基本計画で定める「緑地保全地域及び特別緑地保全地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」の略称。
ま行	
ミティゲーション	直訳は「緩和」「軽減」。本計画では樹林地等で開発をおこなう場合、環境への被害を最小限に抑えたり、開発以前と同様の環境を復元すること。
や行	
ユニバーサルデザイン	障害の有無や年齢にかかわらず、全ての人が安全で利用しやすいよう製品、施設、空間等をデザインすること。
ら行	
リニューアル	新しく作り直して再生させること。

緑化地域	緑化地域とは、平成 16 年の都市緑地法および都市計画法の改正にともなって創出された制度で、用途地域が指定されている区域内で良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足している地域において区域と緑化率制限を都市計画決定により定める制度。
緑化重点地区	重点的な緑の整備が必要な地区等に指定し、その地区にあった緑化施策等を示す地区のことで、都市緑地法に基づきみどりの基本計画で定める「緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」の略称。
緑地	本計画では、数値目標の対象とするみどりを、「緑地」として位置づけている。公園・緑地・広場等、主に市民が施設を利用することを前提とした緑地を施設緑地とし、法や協定・条例等の法的な規制により一定の区域の緑地を保全する制度によって守られた緑地を地域制緑地としている。 なお、都市緑地法では、「樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地が、単独で若しくは一体となって、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となって、良好な自然的環境を形成しているもの」を緑地としている。
緑地協定	ある地域に住む住民の合意で緑化について協定を締結し、地域ぐるみで緑化しようとする制度。都市緑地法による協定。
緑被地・緑被率	本計画では、樹林や草などの緑で覆われた部分及び農地、水面(海面は除く)、海浜地を緑被地としている。緑被率とは、地区内における緑被地の占める面積割合をいう。
林縁	林縁(りんえん)とは森や林の縁(ふち)の部分のことを呼び、森林とそれ以外の開けた空間との境界部分のこと。日光が射しこみやすいため、ツル性植物やススキ、スマレ、キイチゴの仲間等、明るいところを好む植物が生育する。
わ行	
ワークショップ	様々な人々が参加し、各種の共同作業を通じて計画づくり等を進めていく手法。

本編に使用した写真リスト

章	頁	位置等	タイトル	撮影者・提供者(敬称略)
序	9	下	江奈湾の全景	三浦市
	12	下	海浜植物の宝庫・黒崎の鼻	布施悦夫
	24	左下	諏訪神社のホルトノキ	三浦市
	24	右下	三崎小学校のクロマツ(五常の松)	三浦市
	26	下	フラワーロード作業風景	三浦市
	33	下	安房崎越しに見た宮川地区	三浦市
	34	下	小網代湾と小網代の森	三浦市
	36	下	三崎町周辺の風景	三浦市
1	45	下	空から見た三浦市	神奈川県
2	57	下	小松ヶ池公園	三浦市
	58	全て	三浦スポーツ公園	三浦市
	59	下	盗人狩	三浦市
	62	下	上宮田第1公園(街区公園)	三浦市
	64	下	小松ヶ池公園	三浦市
	65	下	現在の宮川公園と風車	三浦市
	66	下	海から見た劔崎と劔崎灯台	三浦市
	68	下	南下浦小学校	三浦市
	69	下	江奈湾と湿地	三浦市
	70	下	最福寺と三崎下町の家並み	三浦市
	3	75	下	マサキートベラ群落
76		上	スカシユリ	布施悦夫
78		下	小網代の森での自然観察会	三浦市
80		下	風車と南下浦の農地景観	三浦市
81		左下	三崎町の高台にある寺と宮城児童公園	三浦市
81		右下	延寿寺とイチョウ(保護樹木)	三浦市
83		左下	ムラサキセンブリ	鈴木美恵子
83		右下	イソギク	布施悦夫
85		下	フラワーロード	三浦市
88		右下	水深公園	三浦市
89		右下	城ヶ島灯台と公園	三浦市
90		下	市役所駐車場の花壇	三浦市
91		下	三崎下町地区のポケットパーク	三浦市
93		下	三崎下町地区の路地裏緑化	三浦市

章	頁	位置等	タイトル	撮影者・提供者(敬称略)
3	95	下	自然観察会の様子	三浦市
	96	右下	スカベンジ活動の様子	三浦市
	97	左下	市の花：ハマユウ	布施悦夫
	97	右下	市の木：クロマツ(五常の松)	三浦市
	100	下	海からみた三浦海岸周辺	三浦市
4	103	右下	海側から見た小網代の森	三浦市
	105	中央左	潮が満ちた江奈湾	三浦市
	105	下2枚	江奈湾の干潟と背後の樹林	三浦市
	106	全て	海から見た油壺と名向崎	三浦市
	107	中2枚	海から見た金田湾と大浦海岸	三浦市
	107	左下	スナビキソウ	三浦の自然を学ぶ会
	107	右下	ハマヒルガオ	布施悦夫
	109	左上	長浜に残るクロマツ林	三浦市
	109	中左	ソナレマツムシソウ	三浦の自然を学ぶ会
	109	中右	黒崎の鼻	三浦市
	109	下	毘沙門海岸	三浦市
	112	全6枚	三浦海岸駅他	三浦市
	113	全3枚	三崎口駅と駅前広場他	三浦市
	116	全5枚	城ヶ島北部・三崎下町の全景他	三浦市
	119	全2枚	国道134号、県道215号	三浦市
120	全4枚	関東ふれあいの道とその案内板	三浦市	

三浦市みどりの基本計画

発行日 平成 20 年 3 月
発行 三浦市
〒238-0298 神奈川県三浦市城山町 1-1
電話 046-882-1111 (代)
編集 三浦市環境部環境総務課
作業協力 朝日航洋株式会社



三浦市みどりの基本計画